

告 示

埼玉県告示第二百二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年三月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測深、河川測量）

三 作業地域

荒川上流河川事務所管内
都幾川、越辺川、高麗川、小畔川、入間川（川越市、川島町、坂戸市、毛呂山町、鳩山町、東松山市）

四 作業期間

令和二年三月三日から令和二年五月二十九日まで